

中小企業政策審議会第5回法制検討ワーキンググループ
議事概要

日時：平成24年12月26日(水)10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階西7 第1特別会議室

冒頭、蓮井課長より資料2「法制検討ワーキンググループにおける取りまとめに向けた骨子(案)」についてご説明。その後、配布資料に基づき、討議。

【経営支援体制(「知識サポート」の抜本的強化)】

(松島委員長)

- 今回と次回のワーキンググループで今までの議論をとりまとめることになっている。目次上の1.については現在調整中であるため、残りの論点について本日議論したい。まずは、経営支援体制(「知識サポート」の抜本的強化)について議論を行うにあたり、事務局より再度IT活用支援情報提供事業の法制化の必要性について説明をお願いしたい。

(蓮井課長より法制化に係る論点につき説明)

(池内委員)

- 資料中に、多くの小規模企業等や専門家が登録する情報、との記載があるが、その登録は(IT活用支援情報提供を行う)事業者が行うのか。認定支援機関は中小企業庁が認定を行っているが、認定支援機関として認定された者であれば知識プラットフォームにも全て登録が認められるのか。それとも、事業者が、認定という行政行為とは別に、登録という行政行為を行うのか。認定支援機関と知識プラットフォームとの関係は、未来会議でもあまり議論されず、不明点がある。

(高島課長)

- 認定支援機関の認定は、中小企業庁が行うものであり、この専門家の登録も同様のことを行う予定。認定支援機関の認定と専門家の登録は別であるが、基本的には認定支援機関として認定を受けた者は登録されるようにしたいと考えている。いずれにせよ、何らかの形で登録に行政が関わっていく予定。

(池内委員)

- そもそも、登録というのは行政行為なのか。

(高島課長)

○専門家の場合とそれ以外の先輩経営者の場合で異なるが、登録は認定支援機関の認定のような行政行為ではない。

(蓮井課長)

○補足として申し上げますと、国がIT活用支援情報提供事業を行う事業者を認定するというのと、専門家等を登録するということは同じような行政行為ではない。

(池内委員)

○知識プラットフォームの運営主体は国ではないということであれば、私人が行う登録の公正性をどのように担保するかが次に問題になる。私人行為としての登録の公正性を担保するために何らかの措置を考えているのか。考えているのであれば、法令上要件などを規定すべきではないか。最後は省令や政令に落とし込むのであろうが。例えば、第三者的な人が集まるなどして公正性を担保することが大事ではないか。

(松島委員長)

○法律要件に関わるご指摘であったかと思う。運営の公正性を担保するための一定の仕組みを作るべきだというご意見であったが、事務局の見解を伺いたい。

(蓮井課長)

○知識プラットフォーム事業における事業者の認定は小規模企業等の事業活動の活性化を図るために行うものであり、中小・小規模企業のためになっているかを要件とすることを考えている。さらに、報告徴収などを通じて、特定の者や自らの取引関係者等に偏った情報提供やマッチング等を行っていないか、チェックしていきたい。

(村上委員)

○基本的な方向性についての意見はないが、報告徴収等の規定を設けるとか、支援措置を講じるとあるが、実際にそこまでやるのであれば、認定して公示した事業者は大きなインパクトを持つことになる。本当にこれらのことを制度として設けるのであれば、しっかりと検討を深めてほしい。

○似たような制度がいくつかあるので、それとの関係をしっかり整理してほしい。

(松島委員長)

○中小企業診断士等、既に法律で規定している制度もあるので、それとの関係をしっかり整理することが重要。

(多田委員)

○プラットフォームをつくり、運営事業者を認定するということが、国として出来るのは枠組み作りまでということは十分理解できる。重要になってくるのはプラットフォームができた後、登録事業者とどうマッチングし、偏りのない公正な運営していくのかという判断。国の認定をもらおうと権威をもつことになるので、どうすればうまくプラットフォームが運営できるか、それを国がどう見守っていくかということ適切な形で確保すべきではないか。

(松島委員長)

○プラットフォームの運営主体について認定するときに、公正性が担保されるような法律事項とすることが重要。
○細かい条件等については更に検討が必要。

(池内委員)

○認定支援機関について、認定支援機関側にとってみれば、具体的に何を行えばいいのか、連携を取るといってもどのように行うのか、わからないという状況である。そこで、認定支援機関がどういう役割の機関であるか等といった内容を、とりまとめに反映するか、若しくはこういった内容をまとめた概要紙などがあると良い。

【下請取引の適正化】

(村上委員)

○下請代金法の現在の執行状況についてどのような評価をするかということだが、ここ数年、中小企業庁と公正取引委員会はかなり積極的に書面調査の件数を増やし、また、勧告などの措置についてもかなり多くの件数を出している。しかし、資料では、何も変わっていないという評価になっているように見える。ある程度改善はされているものの、依然として違反行為がこの程度残っているくらいの言い回しの方がよく、全く効果があがっていないような言い回しはおかしいのではないか。
○独占禁止法の優越的地位の濫用に関して、下請代金法の対象を拡大する立法事実がないことはその通りだと思うが、その対応として優越的地位の濫用で対応して全て解決するかということは強引な論理。下請代金法と独占禁止法は法律構成がだいぶ違う。下請代金法は勧告などによって柔軟に対応するスキームになっている。独占禁止法は強制調査権限を行使し、排除措置命令、課徴金制度があるなど、非常に強力な運用がされている。そこまでやることを意図しているかということ、そうでもない。現在、大規模小売業者に対する納入取引や荷主と運送業者の取引についてはタスクフォースを使って行政指導で柔軟に対応しているのが実態。汎用品そ

の他については下請代金法で対応しない代わりに、ある程度はタスクフォースなどによる対応でまかなえるのではないか。もう少しトーンを弱めた感じでとりまとめをした方が良いと思う。

(桜町課長)

○現在の独占禁止法の排除措置命令などの措置のみならず、警告等の行政指導も含めた運用で対応するということを考えている。

(多田委員)

○公正取引委員会では優越的地位の濫用については現在タスクフォースという専門チームを作って力を入れてやっているのだから、公正取引委員会に対応をしていただければ良いと思う。

○不当廉売については公正取引委員会もフットワークを軽くし、不当廉売の申告を受ける専門のチームで設けて、注意や警告などの行政指導を中心に出来るだけ早く対応している。それに近いことができるのがタスクフォース。下請代金法で対応できないものについてタスクフォースによる行政指導で対応していくのはひとつの方向性としてはあるのではないか。指導を受けた立場としてもそういうやり方であれば是正の余地があり、反省材料にもなる。その方向性を示唆することは非常に重要。

(桜町課長)

○公正取引委員会の分野になるが、中小企業庁としても中小企業の取引の適正化という観点からやるべきことはやる必要があると思っている。

○独占禁止法の優越のルールを事業者に浸透させていく努力は有用。そのひとつが優越的地位の濫用のガイドラインだと思っているが、それに加えて、ベストプラクティスのような事例を使って中小企業や大企業の方に下請取引以外の分野でも優越のルールを理解していただく努力をしていきたい。

(池内委員)

○相談体制の強化について、相談は事実上の行為として、行政の権力発動とは別の問題として考えているのだと思うが、仮に、行政の権力発動ということを考えるのであれば、制度上位置づけをしていくべきではないか。それによつては、そもそも匿名で受けられるのかということも変わってくる。

○親事業者との取引もあるので、匿名でないと行かないという重要な情報が出てくる可能性もあると思うが、その先がどうなるかがもう少し見えた方が良いのではないか。その方が、中小企業の方達も自分たちの情報がどこまでどう取り上げてくれるのかわかるのではないか。

(桜町課長)

- 中小企業の方達が相談体制について思っていることは2つに分かれると考えている。1つ目は純粋に敷居が高いということ。2つ目は自分が相談した内容が外に漏れるかどうかというよりも、相談した情報が取締りに連動することで、結果として自分に跳ね返ってくるのではないかとということ。
- 前者はインターネット上で匿名での情報提供ができるようにしたり、相談の電話についてもフリーダイヤル化をしており、引き続き敷居を低くするための努力をしたい。後者についても非常に重要。具体的な取締りの方法については公表できないが、特定の下請事業者からの情報などを幅広く情報を聞きながら総合的に評価し、取締りをしていくことが、検討の視点としては重要と考えている。

(多田委員)

- 相談内容が外に出してしまうのではないかと相談者の躊躇と同時に、情報提供をしても何の御利益もないというケースもあるのではないかと。一定の場合には関係省庁への情報提供を行うというような、監督省庁との架け橋になるようなことを示すことによって、相談の御利益を示すということも必要ではないかと。ただ、そういうことをすると、情報を提供した下請事業者への報復があるのではないかと考えて、情報提供を躊躇する人たちが出てきてしまうのではないかとということもあるので、そのバランスが難しいところ。

(桜町課長)

- 相談をする先は様々あるが、連携をし、情報も必要な範囲で共有しながら、たらい回しにしないスキームが重要。ただ、相談者の方の意思を尊重することが何より重要。両方の視点を踏まえ対応していきたい。

(松島委員長)

- 下請代金法の改正はしない、運用については万全を期すということで、まとめ方については適切に記載することとしたい。
- 独占禁止法の優越的地位の濫用についても、書き方を検討する。その前提として現在の下請代金法の運用についての評価についてそれなりの評価をしたうえで、下請代金法を改正しないということで記載することとしたい。

(中村委員)

- 下請取引適正化に関する取り組みについては、ガイドライン等のソフトローによるものであるが、社会的な軋みを生まない丁寧な対応がなされており、高く評価できる

と考えている。

【下請企業の振興への対応】

(松島委員長)

- 下請振興法は今まで運用実績が多くない。要因は親企業に対して密接に取引関係が形成されている企業の中だけで親企業と下請企業が一緒になって振興計画を作る構成になっているので実態にあわないため。実態にあうような改正をして、下請振興施策を活用できるようにすることが主旨。

(村上委員)

- 現在の振興計画でも書いてあること自体はしっかりと書けていると思う。親事業者と一緒にやることもうまくやれば望ましい。ただ、それが実際の経済状況のなかでどう動いているかということ。実効性を持たせるような形の法案にすることが望ましい。実体経済の問題なので、どれが一番良いかという評価は難しい。

(多田委員)

- 親事業者と一緒にやっていくことは限界にきていると思う。下請中小企業が共同で計画を作成するというので、今までのタテの関係からヨコの関係に変わっているが、同時にヨコの関係で連携を取っていくには、リーダーシップが必要。リーダーシップをとれる人が出てこない、親事業者との計画作成以上に難しくなる可能性がある。
- その意味では、タテの関係も残せないか。同時に、ヨコの連携は斬新な発想であるし、今後この方向にいく可能性も十分あるので、タテヨコ両方入れるのが良いのではないか。

(松島委員長)

- ヨコの連携だけにしたら下請振興法の法律名も変えなければいけないのではないか。
- 連携の仕方には従来のタテの連携、今検討している複数の親企業と下請企業が共同してやる連携、ヨコの連携など多様な類型がある。全体が入るような包容力のある法律にしていくべきではないか。

(池内委員)

- 非常に重要な政策。中小企業の海外進出という国策があるが、国の海外進出に関する支援策はすべて個社に対するもの。また、JETROなどがやっている海外進出事業も中小企業をまとめて海外進出させているだけで、結局は個社で海外進出を

しているのと同じになってしまっている。

- 海外に出て行く力のあるところは、既にかなりのところが出て行っていて、そうでないところもそれぞれの企業としては不足しているところがあるが、連携してひとつのユニットにした時には可能性がある。こういった仕組みを組んだうえでなければ、中小企業は海外に出て行けという政策が実行化されていかない。お互い補完し合いながら、ひとつのチームを作り上げ、有機的な結合を結んだ上で力を作り上げていくことは、仮に将来TPPIに加盟したときにも日本の製造業が世界で戦っていくときにも非常に重要な視点。
- 認定に視点を置いているが、運用実績が少ないということから考えると、認定をしたときにどうするかということを考えるよりも、認定に持っていくために個々の中小企業を国が指導して、そういう方向性に持っていく誘導する政策があっているのではないか。それが日本経済を活性化させるひとつの方策になるのではないか。
- どうやってヨコにつながっていくかのガバナンスの作り方を検討し、実際にその制度を使おうと思う企業をどうやって見つけてきて、どうやってマッチングさせるか、そういう観点を強調していくべきではないか。

(桜町課長)

- 様々な連携のバリエーションが様々ある中で、事業者が自由にスタイルを選びながら連携していくことに対して、包容力のある支援をしていきたい。その中で親事業者と下請事業者で共同して計画を作ってやりたいという人がいてもいいし、親事業者がヨコからバックアップしてやるということがあってもいいと思っている。
- 今回改正をして使われるようになると思う要因が3つほどある。1つ目は、親企業が海外に進出したり国内の拠点集約をしていることで下請企業に危機感が共有されるようになってきていること。2つ目は親事業者にとってみても下請をずっと抱えていく体力がなくなってきているので、下請が自立的にやってもらいながら、下請の良いところを親事業者としても活用していきたいという流れがあり、自立的な活動を進めていくことについて積極的に支援していきたいという企業が増えてきていること。3つ目は、使われるようにするための仕組みが重要な点で、地方に行くと中小企業の経営者同士の仲がよくなかったり、良いものをもっていても感情的な部分でなかなか結びつかない中小企業があるので、そこをどう結びつけて、コーディネートして、どう連携体として構築していくかというのは正に支援機関の役割だと思っている。支援機関を強化するための法律ができたので、認定支援機関をフルに活用しながら仕込みをリードするような役割を国と一体となってしっかりやっていく。
- この3つをやっていけば、今回改正することによって使われるようになるのではないかと思う。

(松島委員長)

- 下請振興法を改正して、さらに運用を強化し、現在の状況に対応していくという方向で取りまとめていきたい。

【資金調達(1)創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方】

(池内委員)

- 創業や成長のための資金調達の枠組みの方向性(p.15)については、特段問題ないものと考えている。
- 資金を出した後のモラルハザードをどう考えるかが重要。特に、リスクが大きい資本性資金を供給するにあたっては、適正なコンプライアンスの確保が重要であり、認定支援機関の活用が考えられないか。例えば、中小機構による出資を行う際に、相手企業の社外取締役として認定支援機関を活用する等が考えられる。
- また、融資については、借入れを行った中小企業のフォローアップが重要。補助金でフォローアップに必要な資金を出すことにより、認定支援機関から状況を報告させるような取り組みが必要である。
- いずれにせよ、今後は中小企業が資金を借り入れた後のモラルハザードを防ぐという観点が最も重要である。

(多田委員)

- 電子記録債権に関する中小企業信用保険法の改正は重要なので、是非進めてほしい。また、創業や成長のための資金調達の枠組みに関しては、特段意見無し。

(村上委員)

- 特段意見無し。

(中村委員)

- 創業や成長のための資金調達の枠組みの方向性については評価できると考えている。
- 資本性劣後ローンは民間企業にとってリスクが高い取り組みであるので、政府が資本性借入金の積極活用を打ち出し、公的金融機関が率先して取り組んでいることについては、民間企業による取り組みへの呼び水に繋がるので大変評価している。他方、資本性劣後ローンの活用に関して民間金融機関は十分なノウハウを持ち合わせていないので、研修等の取り組みを通じて、公的金融機関から民間金融機関に対してノウハウの伝授を行うのが望ましい。
- また、電子記録債権の持つ信用創造機能を活用した、電子記録債権の割引や電子記録債権の担保的活用の果たす役割は大きく、民間金融機関は高く評価してい

る。電子記録債権を活用した保証制度については、特に期待感が高く、民間金融機関による取り組みの呼び水になることが期待される。来春にはでんさいネットの運用開始も控えており、保証制度についても早急に整備されることを望んでいる。

- 他方、信用保証制度は民間金融機関の保証依存体制を助長する側面もあると指摘されているところ、電子記録債権を活用した保証制度については、電子記録債権が普及するにつれて、民間金融機関が独自のノウハウを習得する等を支援するような制度であるべきである。

(三浦課長)

- 池内委員のモラルハザード、特に機構のファンド出資に関する御指摘については、担当課(技術課)に申し伝えるが、機構が行っている出資は LP 出資であり、GP が人員派遣等を行っているとは承知している。
- また、融資先のガバナンスに関する御指摘については、既に10月から認定支援機関によるフォローアップを前提とした経営力強化保証を実施しており、また認定支援機関と組んで計画策定フォローアップ等を行う事業者に対して金利の減免等を行う経営力強化融資を要求しているところである。
- 中村委員の資本性劣後ローンに関する御指摘について、民間金融機関へのノウハウ伝授という観点は政策金融機関の役割として重要と認識。御案内のとおり、中小企業支援ネットワークにおいて、公的金融機関もメンバーとして加えているところであり、そうした場でノウハウが共有されることを期待している。
- また、保証依存に関する御指摘については、電子記録債権を活用した信用保証制度は責任共有制度を原則とするものと考えている。他方、電子記録債権の発行企業及び受取企業に対するリスクカバーという側面もあると考えている。

(中村委員)

- 電子記録債権の普及については、民間金融機関からは、債権譲渡禁止特約の時の例も踏まえ、国や地方公共団体などが率先して電子記録債権による支払や担保活用を行うべきだとの声もあることを付言しておきたい。

(池内委員)

- 電子記録債権は、中小企業が大企業の債権を電子記録債権化することのみならず、大企業が中小企業の債権を電子記録債権化することも考えられる。その際、ABS(動産担保証券)の組成を行う動きも考えられるところだが、ABSはサブプライムローン問題等で顕在したように、潜在的にリスクが高い商品であるため、制度の適切な運用が求められる。

【資金調達(2)小規模企業者等設備導入資金制度の取扱い】

(池内委員)

○特段の意見無し。

(中村委員)

○全体の方向性については妥当だと考えている。

○ただ、小規模企業者当設備導入資金制度を真摯に活用している自治体等もあるため、そうしたところに対しては、十分な説明と適切な経過期間をとる必要がある。

(多田委員)

○小規模企業者当設備導入資金制度については、これから行う措置と重なるのであれば、廃止して問題ないと思う。

(村上委員)

○全体としては評価している。

○ただ、p.18の最終行(その場合、都道府県にとって過度な事務負担等が生じないよう、必要な経過措置を設けるべきではないか。)の言い回しについては、検討の余地がある。制度の切り替えにあたっては、移行措置を含めて、うまい言い回しが必要。

(林室長)

○小規模企業者当設備導入資金制度による支援に真面目に取り組んでいる都道府県等については十分認識しているので、移行措置はきちんとやっていく。

○また、経過措置も、法律中に入れる方向で検討している。また、各都道府県に対して、直接会って説明をしていきたいと考えている。

(鍛冶部長)

○表現ぶりや「認定」という言葉の不明瞭な点に関する御指摘、また種々の建設的な御意見については、とりまとめに反映させていきたい。

○中小企業支援の縦系と横系として、認定支援機関と知識プラットフォームを位置づけることとしており、認定支援機関については既にインセンティブ措置も整理されてきているが、これらが有機的に作用していくことで、中小企業政策の総合力を高めていくことが重要である。